

6 申請後に何をすればいいのか？

6-1 申請後の手続や義務

許可を受けた屋外広告物について、申請後の手続や義務は次のとおりです。

1 広告物や届出情報を変更する場合に

変更手続※ (6-2①、③参照)

- ・許可を受けた屋外広告物や届出情報を変更する場合には、変更許可や届出の手続をしてください。
- ・着工前までに変更許可が必要です。

2 許可期間満了前に

更新手続※ (6-2②参照)

- ・許可期間満了後も引き続き表示する場合には、許可期間満了前に更新の手続をしてください。
- ・なお、期間満了の2か月前程度を目安に更新手続のご案内を送付します。

※書類に不備等がない場合、書類受付から許可がおりるまでの日数の目安は、25日です。
(静岡県許認可事務処理規程の標準処理期間)

3 屋外広告物が不要となった場合に

除却義務 (6-3参照)

- ・許可を受けた屋外広告物が不要となった場合、遅延なく除却してください。
- ・除却後は除却届の提出をお願いします。

4 屋外広告物の安全管理・安全点検の実施義務

安全管理義務 (6-4参照)

- ・屋外広告物は、雨や風、強い日差しなどの厳しい自然環境にさらされており、常に落下や倒壊等の事故の危険性があるため、安全管理が欠かせません。
- ・屋外広告物の設置者や管理者は、定期的な安全点検や清掃、修繕などのメンテナンスを行い、屋外広告物の適正な維持管理に努めなければなりません。

6-2 変更・更新手続 ～変更する場合、許可期間以降も設置を続けたい場合は申請が必要です～

① 屋外広告物の変更許可の手続

許可を受けた屋外広告物を変更、改造するときは、変更許可申請が必要です。変更許可を受けるまでは、変更、改造に着手できません。なお、「軽微な変更又は改造」に該当する場合、変更許可申請は不要です。詳細は、申請窓口にお問い合わせください。

＜軽微な変更又は改造＞

- ・ 広告物又は掲出物件の色彩、意匠又は形状に変更を加えない程度に修繕し、補強し、又は塗り替えること
- ・ 広告物又は掲出物件の位置及び形状を変更することなく、興行等の内容を表示する広告物を定期的に変更すること

■変更手続に必要な提出書類（2部：正本1部、副本1部）

NO.	種類	備考
1	屋外広告物変更・改造許可申請書 (施行規則様式第3号)	・ 記名押印又は本人による署名が必要 ・ 法人による申請（記名押印）の場合、代表者印が必要
2	案内図	・ 住宅地図等 ※案内図板の場合、設置場所、案内する事業所等の場所、設置場所から案内先への経路・距離、案内図を表示する方向を記入してください。
3	仕様書・設計図	・ 高さ・面積・構造のわかるもの ・ 変更前後を比較できるもの
4	色彩・意匠を表す図面	・ 仕様書・設計図と兼ねても可 ・ 変更前後を比較できるもの ※案内図板の場合、案内表示部分及び写真・絵の部分を図示し、それぞれの面積、地の色彩をマンセル値で記入してください。
5	現状(変更前)の広告物のカラー写真	※案内図板の場合、隣接する看板との相互間距離が確保されていることがわかるもの
6	使用承諾書	・ 設置場所が他人の所有又は管理地である場合に必要 ・ 写しでも可
7	静岡県収入証紙	・ 金額は、新規許可申請の1/2 (p.36 参照)

② 屋外広告物の許可期間更新の手続

許可を受けた屋外広告物の許可期間を更新するときは、許可期間が満了する前に許可期間更新申請の手続が必要です。許可期間が満了した後で申請されたものは、更新の許可をすることができませんので、十分ご注意ください。許可期間の更新と合わせて上記①の変更をする場合（これから変更するものに限る。）は、許可期間更新申請書に変更申請の必要書類も添付してください。

■更新手続に必要な提出書類（2部：正本1部、副本1部）

NO.	種類	備考
1	屋外広告物許可期間更新申請書 (施行規則様式第2号)	・ 記名押印又は本人による署名が必要 ・ 法人による申請（記名押印）の場合、代表者印が必要
2	広告物のカラー写真	・ 申請前1か月以内に撮影したもの ・ 申請広告物が全て写っているもの
3	屋外広告物点検報告書 (施行規則様式第2号の2)	・ 申請前3か月以内に行ったもの ・ 堅ろうな広告物の場合、堅ろうな広告物等の点検資格者 (p.44 参照) が実施したもの (資格証のコピーを添付)
4	使用承諾書	・ 設置場所が他人の所有又は管理地である場合に必要 ・ 写しでも可
5	静岡県収入証紙	・ 金額は、新規許可申請と同額 (p.36 参照)

③ 届出情報の変更届出の手續

堅ろうな広告物等の管理者の変更、屋外広告物の設置者の変更、屋外広告物の滅失など、届出情報に変更が生じたときは、各種届出の手續が必要です。

■堅ろうな広告物等の管理者を変更したときに必要な提出書類（2部：正本1部、副本1部）

NO.	種類	備考
1	堅ろうな広告物等の管理者 設置・変更届（施行規則様式第6号）	・管理者を別の法人や個人に変更するときに必要 ・堅ろうな広告物とは、建築基準法による工作物の確認申請が必要な4m超の広告物
2	資格を証する書面の写し	・堅ろうな広告物の管理者資格 登録屋外広告業者、屋外広告士、屋外広告物講習会修了者 (全国どこの自治体の講習会修了者でも可)、広告美術仕上げ技能士等

■屋外広告物の設置者を変更したときに必要な提出書類（2部：正本1部、副本1部）

NO.	種類	備考
1	屋外広告物設置者変更届 (施行規則様式第7号)	・設置者（申請者）を別の法人や個人に変更するときに必要

■屋外広告物の設置者、堅ろうな広告物の管理者の氏名、住所、名称を変更したときに必要な提出書類（2部：正本1部、副本1部）

NO.	種類	備考
1	屋外広告物設置者・堅ろうな広告物 等の管理者の氏名・名称・住所 変更届 (施行規則様式第8号)	・設置者や管理者の氏名や社名の変更、転居や移転による 住所変更となるときに必要

■屋外広告物が滅失したときに必要な提出書類（2部：正本1部、副本1部）

NO.	種類	備考
1	屋外広告物滅失届 (施行規則様式第9号)	・老朽化等の理由により屋外広告物が自立できなくなり、 滅失したときに必要

■屋外広告物の広告表示のみを撤去し、掲出物件を一時的に存置したいときに必要な提出書類
(2部：正本1部、副本1部)

NO.	種類	備考
1	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・記名押印又は本人による署名が必要 ・法人による申請（記名押印）の場合、代表者印が必要

<野立ての案内図板等の掲出物件に係る取扱いについて>

以下の規制地域において、野立ての案内図板等の除却に当たっては、掲出物件（支柱など）も合わせて撤去することとなっています。

- ・特別規制地域
- ・後退距離規制適用地域

ただし、広告表示などの板面を撤去した後に、当該掲出物件に新たな広告を表示することもあるため、設置者から誓約書が提出された場合は、掲出物件の一時的な存置が認められるものとして取扱っています（板面を撤去した日から6か月以内に限る）。

なお、誓約書の提出により掲出物件を存置する場合は、以下の事項にご注意ください。

- ①新たな広告を表示する際には、新規の許可申請の手続をしてください。
- ②当該掲出物件に新たな広告を表示しない場合は、板面を撤去した日から6か月以内に掲出物件を撤去し、屋外広告物除却届を提出してください。
- ③①及び②を履行しない場合は、無許可や許可基準に違反する広告物として行政指導を行います。

6-3 除却義務～不要になった広告物は除却しましょう～

許可を受けた屋外広告物の許可期間の満了、許可の取消、不要となったときは、遅延なく、屋外広告物を除却（掲出物件も含めた撤去）し、屋外広告物除却の届出が必要です。

■除却届出に必要な提出書類（2部：正本1部、副本1部）

NO.	種類	備考
1	屋外広告物除却届 (施行規則様式第10号)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物を除却したときに必要

6-4 設置者・管理者の責務 ～安全管理をしっかりしましょう～

1 広告物の安全管理

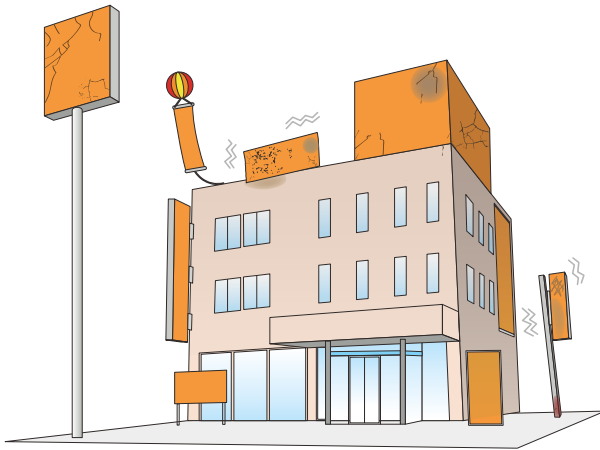
倒壊や落下等による事故を防ぐため、定期的な広告物の補修その他の必要な点検を行い、広告物を良好な状態に保つよう to してください。

広告物の安全管理には、日常点検による早期発見、危険サインへの早期対応、保守管理のスケジュール化の3ステップが不可欠です。安全な広告物は、会社やお店のイメージをアップし、信用、信頼を担います。

< 広告物の安全管理の3ステップ >

① 日常点検で、セルフチェック！～早期発見が事故を防ぎます～

- ・屋外広告物は、雨や風、強い日差しなどの厳しい自然環境にさらされています。表面はきれいな看板に見えても、内部では気づかぬうちに腐食が進み、落下や倒壊等の事故を生じ、取り返しのつかない事態を招く恐れがあります。
- ・日常的に、目視による「危険サイン」のセルフチェックを行きましょう。



< Check Point >

- ☑ 支持部のサビ、腐食
- ☑ 主要部材の変形、サビ、腐食
- ☑ ブランケットのサビの汚ダレ
- ☑ 広告物の傾き
- ☑ パネル板のひび、破損
- ☑ パネル板のがたつき、外れ
- ☑ 表示板の汚染、変色、剥離
- ☑ 照明の正常点灯
- ☑ 照明器具の傾き、外れ
- ☑ 部材、部品の欠落

ブランケットの腐食



側板底面の腐食、破損



広告物の傾き



支柱の腐食



パネル板の破損



照明器具の不点灯



写真引用：屋外広告物の安全点検に関する指針（案）平成 29 年 7 月 国土交通省都市局公園緑地・景観課

② 危険サインは、屋外広告業者に依頼！～早期対応がリスクを抑えます～

- ・「危険サイン」を見つけたら、屋外広告業者に詳細な点検や補修等を依頼しましょう。
- ・早期に対応すれば、サビを落とし保護材を塗布する等の簡単な処置で済むものも、放っておくと取替えや大規模補修により多額な費用がかかり、事故が発生した場合は賠償責任を問われることもあります。後回しは、大きなリスクとなります。



③ 許可更新申請時に、総合点検！～スケジュール化で安全管理のしくみづくり～

- ・屋外広告物を安全に長持ちさせるためには、保守管理をスケジュール化しておく必要があります。
- ・許可更新申請のタイミングで、しっかりと総合的な安全点検や補修などを行い、問題点を解決しておくことが、持続可能な安全管理のしくみづくりにつながります。

column

広告物の落下事故は あなたの会社やお店の 信用も落とします！

万一、看板事故で第三者に被害を与えた場合、積み重ねてきた会社やお店の信用を一瞬で失うことになりかねません。

看板の事故は、多額な賠償金や風評により、事業の継続が脅かされるようなリスクもはらんでいます。



2015年2月、札幌市内の飲食店ビルの外壁に取付けられた看板の一部が落下し、歩道を通りしていた女性の頭部に当たり重傷を負わせる事故が発生しました。外壁への取付け部品が腐食したことで強度が低下し、強風の影響で落下したものとみられています。

1997年、台風による強風で渋谷区商店街入口に設置されていた旧アーケード看板（重さ4t）が倒壊し、数人が下敷きとなり男性一人が死亡。この事故で商店街組合、役員、理事が計1億円の賠償金を負いました。看板会社が所有者に安全点検を勧めたものの放置されていたそうです。

看板事故が報道されるのは、人身事故を伴う場合などごく一部、氷山の一角に過ぎません。あなたの看板は、大丈夫ですか？

<近年の主な看板事故>

時期	内容
2014.05	神戸市中央区のJR神戸線元町駅そばの高架下で、駅名の表示板が落ちかけているのを通行人が見つけた。けが人なし。
2014.07	沖縄県地方を襲撃した台風8号（ノグリー）の強風でアイスクリーム店の看板が倒壊。
2015.02	札幌市の飲食店で強風により袖看板の付属部材が落下、通行人の女性を直撃し意識不明の重体となった。原因は老朽化によるものだが、看板本体の安全点検は30年間、目視による確認しか行っていなかった。

2 安全点検の実施義務

屋外広告物の設置者や管理者は、定期的な安全点検や清掃、修繕などのメンテナンスを行い、広告物の適正な維持管理に努めなければなりません。

静岡県では、許可期間の更新申請時に広告物の安全点検を行うことを義務付けています。

また、堅ろうな広告物は、安全性確保のため一定の資格者による点検をお願いしています。

＜堅ろうな広告物の点検者資格＞

- ①屋外広告士
- ②広告美術仕上げ技能士等
- ③屋外広告物講習会修了者である一・二級建築士
- ④屋外広告物点検技能講習会修了者

管理者の資格要件とは異なります
(p.37)

※屋外広告業者で屋外広告士等の資格を有していない場合は、屋外広告物点検技能講習を修了することが必要となります。

※堅ろうな広告物以外の広告物は、どなたでも点検できます。

屋外広告物点検技能講習会

- ・屋外広告業の事業者団体が実施する、広告物の点検に関する技能講習会
- ・受講資格：屋外広告業者であり、5年以上の工事経験年数があること

詳しくは、(一社)日本屋外広告業団体連合会のホームページを御覧ください。

HP：<http://www.nikkoren.or.jp/>

静岡県内での開催については、静岡県広告美術業協同組合へお問い合わせください。

☎054-283-3000 HP：<http://shizukobi.com>